

公的研究費に係る不正事例 (研究機関におけるコンプライアンス教育用)

平成28年3月

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルール**や、**研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その**使用ルールの誤った理解**により、**思わぬ不正に繋がるケースが多く**、**注意が必要**です。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談することが大切**です。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の 応募資格制限

【関係府省申合せ】

※平成24年度の改正に留意(4頁を参照)してください

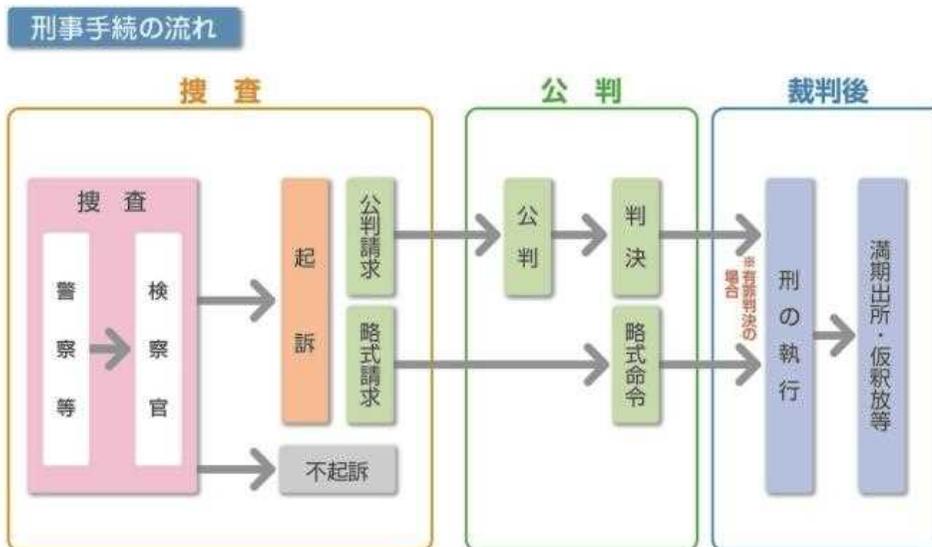
刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ること**など、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



出典:法務省ホームページ 逮捕・勾留の期間
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-3.html



*被疑者が少年(20才未満)である場合には、一部事件は家庭裁判所に送致されますが、家庭裁判所において刑事処分が相当(被害を科すのが相当)であると判断された事件は、再び検察庁に事件が戻され、この場合、家庭として処理されることとなります。それ以外の事件については、家庭裁判所で保護観察や少年院送致などの処分が決められます。

出典:法務省ホームページ 刑事手続の流れ
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-1.html

競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとしました。

平成25年度予算以降の事業（継続事業も含む）に適用

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で <ul style="list-style-type: none"> ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ② ①及び③以外の場合、2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年 	2～4年
	5年	5年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	— (科研費は2年)

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、
 嚴重注意を通知する。

参考：内閣府HP：
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

事例1 架空発注(預け金、品名替え)による不正

経緯等

- ・ 国税局による**税務調査**により**業者の預け金が発覚**
- ・ 不正に関与した研究者は多数、そのうち1名は**私的流用**

不正使用の概要

私的流用した研究者の不正使用の概要

【不正使用の期間】 6年間

【不正使用の額】 1億円

【概要】

- ・ 架空発注により消耗品等を購入したように装い、所属機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理
- ・ 必要に応じ所属機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入
- ・ 請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品
- ・ 一部を私的流用

措置

不正使用金額と
加算金等の返還

5年の応募資格制限
(平成25年度以降の
事案の場合は10年)

懲戒解雇

刑事告訴
⇒懲役刑
(執行猶予なし)

事例2 カラ給与による不正

経緯等

- 不正ではないかとの**通報**があったことから**謝金の架空請求が発覚**
- 不正に関与した研究者は1名

不正な使用の概要

【不正使用の期間】 3年間

【不正使用の額】 173万円

【概要】

- 学生に虚偽の出勤簿を作成させ、所属機関に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを規則に基づかない謝金手続の原資に充当

措置

不正使用金額と
加算金等の返還

4年の応募資格制限

停職

事例3 カラ出張による不正

経緯等

- ・プール金に関する**通報**があったことから**謝金や旅費の架空請求が発覚**
- ・不正に関与した研究者は3名、そのうち1名は**私的流用**

不正な使用の概要

私的流用した研究者の不正使用の概要

【不正使用の期間】 2年間

【不正使用額】 97万円

【概要】

- ・謝金や旅費の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金や旅費を回収し、研究室でプール金として管理
- ・研究室の懇親会費とするなど私的流用

措置

**不正使用金額と
加算金の返還**

5年の応募資格制限
(平成25年度以降の
事案の場合は10年)

懲戒解雇相当※

※既に退職していたことから、懲戒解雇相当の処分としている。

文部科学省ホームページへの不正使用事案の掲載について

ガイドラインの対象経費又は申請及び参加資格制限措置の対象経費に係る不正使用事案について、不正使用の態様を把握することによる不正使用の抑止や不正使用が発覚した場合の対応に活用することを目的として、ガイドラインの改正に基づく体制整備に係る経過措置期間が終了した平成27年4月以降の研究機関から配分機関への最終報告の概要を掲載しています（順次更新）。

不正使用事案一覧 文部科学省ホームページ 各事案毎の概要

研究機関における不正使用事案

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に關与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要(調査結果、再発防止策、関係者の処分等)
201501	大阪大学	平成20～26年度	カラ給与、その他	9,089,428円	1人	平成27年6月9日	国際公共政策研究科における公的研究費の不正使用について(PDF108KB)
201502	-	-	-	274,816,658円	3人	-	-
201502-1	大阪大学	平成14～21, 24, 26年度	預け金、その他	181,651,708円	3人	平成27年12月25日	大学院情報科学研究科・大学院工学研究科における公的研究費の不正使用について(PDF120KB)
201502-2	科学技術振興機構	平成16～20年度	預け金、その他	93,164,355円	1人	平成27年12月25日	大阪大学における科学技術振興機構直轄研究費の不正使用について(PDF122KB)



※文部科学省HP右上の検索欄にて
「研究機関における不正使用事案について」
と入力・検索すると簡単にアクセス可能です。

◇番号	201501
◇研究機関名	大阪大学
◇件名	国際公共政策研究科における公的研究費の不正使用について
◇経緯・概要	<p>【発覚の時期及び契機】</p> <p>平成26年5月 通報により、大阪大学教授のアルバイト給与関係の不正使用の疑いが発覚。また、調査の過程で刊行物の販売関係の不正使用の疑いが発覚。</p> <p>【調査に至った経緯等】</p> <p>事前調査を行った結果、不正使用の可能性が極めて高く、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◇調査	<p>【調査体制】</p> <p>調査委員会(学内委員12人、学外委員(弁護士)2名)を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査期間 平成26年6月～平成27年6月 ・調査対象 当該教授の研究室に係る平成20年度(実際の勤務時間記録が存在する最も古い年度)以降の全ての公的研究費を対象に調査。また、調査過程で新たな事案(刊行物の販売関係)が判明したため、合わせて調査。 ・調査方法 書面調査は当該教授の研究室の経理関係書類、雇用関係書類等について、聴き取り調査は当該教授、当該研究室の関係者等を対象にそれぞれ実施。
◇調査結果	<p>【不正の種別】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アルバイト給与関係 カラ給与、給与の戻し、目的外使用 (2) 刊行物の販売関係 目的外使用、不適切な契約行為 <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動機、背景 (1) アルバイト給与関係